

優生手術に関する謝罪及び補償を求めるDPI総会アピール（案）

国は、優生保護法（1948年～1996年）の制定により「優生上の見地から」の「不良な子孫の出生を防止」及び母体保護を目的とし障害を理由とする優生手術（不妊・断種手術）と人工妊娠中絶を合法化した。優生手術数は約25,000件以上とみなされ、本人の同意なしで行われた約16,500件のうち約7割は女性だった。同法が母体保護法に変わり22年が経つにも関わらず、今年1月に被害者による訴訟が行われるまで国は何の調査等も行なってこず、優生手術に関する記録文書の多くは破棄された。

この間、被害者、障害のある女性、女性団体、支援者、DPI女性障害者ネットワーク、DPI日本会議も連帯する「優生手術に対する謝罪を求める会」等が被害を訴え、地道な働きかけを続けてきた。2002年の第6回DPI世界会議札幌大会では故・佐々木千鶴子さんが優生保護法にも違反した放射線照射を受けた被害体験を語り、国の謝罪を求めた。DPI日本会議は1998年と2014年に国連規約人権委員会に、また2016年に国連女性差別撤廃委員会に、協力団体と共にレポートを提出し、補償に向け必要な法的措置をとるよう政府への勧告を引き出した。

昨年2月に日本弁護士連合会が「旧優生保護法下において実施された優生思想に基づく優生手術及び人工妊娠中絶に対する補償等の適切な措置を求める意見書」を発表、続いて今年1月に被害者による初の提訴が行われた。5月には北海道、宮城、東京で被害者が同時提訴するとともに弁護団等による電話・Fax等ホットラインも続けて行われ、新たな証言が寄せられている。全日本ろうあ連盟等、障害者団体も独自調査を進めている。その後、女性障害者に対する違法な子宮摘出、成育環境等を障害と関連づける対象者の拡大、1970年代の「不幸な子どもの生まれない県民運動」等の国や地方自治体による促進策、審査会等での杜撰な手続きなどの実態が明らかになってきている。

3月、議員立法による被害者救済をめざす超党派議員連盟（超党派議連）と自民・公明の与党ワーキングチームが設置された。今後、来年の通常国会で被害者への謝罪と補償を盛り込んだ法律制定を目指して法案作成が始まる。こうした国会の動きを受けて厚生労働省は都道府県を通じ6月下旬を期限として全国調査を実施、また国と都道府県の担当部署を公表した。

DPI日本会議は5月、厚労省調査結果の公表、関係資料等の保管と書類精査、被害者に対する相談窓口の設置等を求め、都道府県に対する「強制及び「同意」による優生手術に関する緊急要請」を全国各地の加盟団体等地元ネットワークを通じて行い、あるいは地域によってはDPI日本会議が独自に要請書を提出し、特に以下の三点を要望している。

1．　調査・検証等の実施にあたって障害当事者または障害当事者団体を構成員として第三者的な調査・検証委員会を設置して進めること

2.　相談窓口における被害者の障害や年齢、性別、心痛等に配慮した対応を行うこと

3. 被害の認定にあたっては早急かつ被害者に寄り添った柔軟な被害認定の仕組みとすること

優生手術は障害者を「あってはならない存在」とみなす優生思想に基づく極めて重大な犯罪である。DPI日本会議は、被害者への謝罪と補償等が行われないまま長年にわたりこの問題が放置されてきたことは、一方では障害児が生まれ障害者が子どもを産み育てることへの人びとの不安をあおり、また一方で一昨年の相模原障害者殺傷事件にも影を落とす負の遺産を日本社会に押し付け続けていると考える。

総会参加者一同により、国による一刻も早い被害者への謝罪と補償を強く求めるものである。

2018年6月1日

第34回DPI日本会議総会in神奈川　参加者一同